

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
149	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農業競争力強化基盤 整備事業 農地整備事 業 畑地帯担い手育成 型にかかる面積要件 の緩和	農林水産省の補助事業である 「農業競争力強化基盤整備事 業」の中でも、農地の基盤整備を 行う「農地整備事業」のメニュー である「畑地帯担い手育成型」に ついて、実施要件である「受益面 積20ha以上」を「10ha以上」へ 緩和すること。	【具体的支障事例】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている 畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしているが、本県の農 地は大半が中山間地域で狭小農地も多く、「畑地帯担い手育成型」の要件である、受益面積20ha 以上を確保できない場合がある。 【制度改正の必要性】 畑地帯担い手育成型では現在、離島と樹園地の畑地に限って面積要件が10haに緩和されており、 内地の畑作地帯については、面積要件が20ha以上となっているところ。本県については、中山間地 域の占める割合が多く、経営規模の小さい農家が多数であるため受益面積要件を満たさない地域 もあることから、効果的な農業の振興を図ることができない。なお、平成25年2月26日付け農業競争 力強化基盤整備事業実施要綱等改正で中山間地域型が追加され、水田が50%をしめる地域にお いては受益地が10ha以上で農地整備事業が実施可能となった。 離島や樹園地に限らず、内地の中山間地の普通畑においても、整備が遅れている畑地帯の区画 整理等を推進するため、同様の緩和が必要である。 畑地の基盤整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)では条件 次第で10ha以上から可能ではあるが、農地整備事業では実施可能な中心経営体農地集積促進事 業(促進費)の制度が設定されておらず、地元農家にとって極めて不利である。	農業競争力強化基盤 整備事業実施要領 別紙1-1 第4の2	農林水産省	長崎県
242	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	中山間地域等直接支 払制度における営農 条件の緩和	「中山間地域等直接支払交付金 実施要領」の第6の2の「対象行 為」において、「5年間以上継続 して行われる農業生産活動等」 と規定されている要件を高年齢者 に限り撤廃すること。	【現状の課題】 「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業 生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現 在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。 当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5年 以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続すること や、耕作に新規参入する上で心理的な障壁となっている。 また、途中で離脱できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の営 農条件を設定しておく必要性が低い。 【支障事例】 たとえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集団的サポート型」(C要件)が導入されて いるが、協定農用地の内の一人が高齢を理由に協定から離脱しようとする、他の協定締結者等 が、離脱した者の農用地を耕作するとなっている。 また、営農を続けさせるような高齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況に あっては、5年間の継続的な営農に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位 で営農の継続を断念する事例が出てきている。 【効果】 営農の継続を最初から断念する者が少なくなる。 ひいては、耕作者を確保することにもつながり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることができ る。	中山間地域等直接支 払交付金実施要領 第6の2	農林水産省	全国市長会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
220	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農地中間管理事業 における出し手農家 への支援制度の改善	農地中間管理機構への農地の 貸し出しについて、5年以上の貸 し出しでも交付対象とすることを 求める。	農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作集積協力金)については、10年以上の 利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等か ら、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。 このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも 支援措置の対象とすることを求める。	農地集積・集約化対策 事業実施要綱別記2	農林水産省	京都府 大阪府、兵 庫県、徳島 県、京都市
111	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	青年就農給付金の給 付要件の簡素化	青年就農給付金(経営開始型) の給付要件の1つである「農地 の所有権又は利用権を給付対 象者が有していること。ただし、 親族から貸借した農地が主であ る場合は、給付期間中に当該農 地の所有権を給付対象者に移 転することを確約すること。」につ いて、親族から貸借した農地が 主である場合の給付期間中に所 有権移転することを確約すること としている要件を削除すること。	【支障事例】 農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場 合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならないこととなる。 しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移 転に係る費用が多くなるのが想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケースが ある。 【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足が社会問題化している中、新規就農者を支援する目的で創設された制 度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就農を開始しようとする者に とっては利用しにくい制度となっている。	新規就農・経営継承総 合支援事業実施要綱 (別記1)第5 2(1)イ (ア)	農林水産省	佐賀県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
237	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	「経営転換協力金」を 活用した農地の貸付 期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置 「経営転換協力金」を活用した場 合でも、農地所有者の意向や地 域の実情に応じた貸付期間(3 年又は5年)の設定を可能とす ること。	「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から 農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。 しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対 し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。 また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、 「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。 そこで、こうした実態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度と することを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安 に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるも のと考えられる。	農地集積・集約化対策 事業実施要綱(別紙 2)第5の2(1)	農林水産省	徳島県 京都府 大阪府 兵庫県 香川県 愛媛県 高知県 京都市
144	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	強い農業づくり交付金 の配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分 基準に基づき成果目標を設定 し、そのポイント上位から交付金 の割当が行われているが、新規 就農者や新規参入法人が取り組 む場合、現行の制度では現況値 ポイントの確保ができないため、 新規就農者等の取組について は、新たな類別の追加や優先枠 の設定、加算措置等、一定のポ イントが確保できるよう配分基準 の見直しをお願いしたい。	【具体的支障事例】 強い農業づくり交付金においては、「強い農業づくり交付金の配分基準」に基づく取組ポイントに応 じて都道府県への交付金の配分が行われているが、都道府県加算ポイントを含めても32ポイント が最高ポイントであるにも関わらず、H26当初については27ポイント、H27当初では31ポイント(31ポ イントについてもシェア配分)と非常に高い取組ポイント事業のみの配分。 配分基準は現況値ポイント(5ポイント)と目標値ポイント(10ポイント)からなっているが、新規参入 の場合は、現況値ポイントが取れないため、最高20ポイントに留まり、現行の制度では配分が困難 な状況。 <長崎県における新規就農者等にかかる要望状況> H26当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:1団体(新規就農者3戸) H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規就農者9戸) ※同年とも配分なし 【制度改正の内容】 新規就農者等の取組についても、一定のポイントが確保できるよう以下のような配分基準の見直し をお願いしたい。 <例> 新たな類別の追加:生産及び販売実績によらない「事前の農業研修の実施有無」や「新規就農者 数」等を基にした現況ポイントを新たに設ける。 重要施策(新規就農者の育成)に対する現況ポイント付与:穀類乾燥調整貯蔵施設の再編にかか る重点再編地区のように、都道府県の施策(新規就農者の育成)に沿った重要な取組については、 現況値5ポイントとする。 新規就農者等の取組に対する加算措置の設定:人・農地プランと同様に取組ポイントとは別に加 算措置を新たに設ける。	強い農業づくり交付金 の配分基準について 第1の2の(1)イ	農林水産省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
150	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	畜産競争力強化対策 整備事業における繁 殖雌牛の導入支援の 補助要件の緩和	畜産競争力強化対策整備事業 における繁殖雌牛の導入支援に ついて、新規就農者以外の農家 についても支援の対象とするこ とで、より効率的に繁殖雌牛の増 頭を図ることができる制度として いただきたい。	【制度改正の必要性】 畜産競争力強化対策整備事業では、牛舎を整備する際に導入する繁殖雌牛の導入経費については、新規参入者以外、補助対象となっていない。全国的に、高齢化等により繁殖農家の戸数及び飼養頭数は減少傾向にあり、また、素畜価格の高騰等により繁殖用雌牛の導入が困難となっている中で、効果的に肉用牛の頭数の増頭を実現するためには、既存の農家についても、繁殖雌牛導入経費の補助対象とする必要がある。 【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産者からは、新規就農者以外であっても、施設整備に伴い新たに繁殖雌牛の導入が必要であるにもかかわらず、同事業が新規就農者に限って対象になっていることは不平等であるとの声がある。また、市町からは、生産基盤が脆弱化している中、繁殖雌牛の増頭は急務であるものの、同要件のため、本事業の活用が行いにくいとの声がある。	畜産競争力強化対策 整備事業実施要綱(別 表) 2 家畜の導入(生産局 長が別に定める新規 就農者等に限る。)	農林水産省	長崎県
152	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	国産粗飼料増産対策 事業のうち地域づくり 放牧推進事業の対象 要件の緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち 地域づくり放牧推進事業におい て、農家が1戸でも支援が可能と なるよう緩和し、放牧の拡大に向 けた取組を推進していただきた い。	【制度改正の必要性】 国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業では、農業者の組織する団体等であることが事業主体の要件となっているが、全国的にも、畜産農家が分散している地域では、組織化が困難であり、本事業を活用できず、放牧に取り組むことができない。肉用牛生産の一方で、長崎県の単独事業においては、小規模の試行的な放牧に対して支援を行っているが、本格的に放牧を開始するにあたって、一戸では地域づくり放牧推進事業を活用できないため、放牧の拡大につながっていない実態がある。 【具体的な支障事例】 本県は地理的に離島半島や中山間地域に囲まれ、事業を実施する上で必ずしも農業者3戸以上の生産集団を組めないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っても牛舎から離れていることなどから実用的でないとの声がある。また、左記の地理的条件により、市町担当者からは、要件を緩和しないと放牧事業が進まないなどの声がある。	国産粗飼料増産対策 事業実施要領第3の3 の(1)	農林水産省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
20	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農林水産業振興に係 る決定権限の移譲(一 括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産業 振興を図るため、国の各種補助 金を一括交付金として関西広域 連合へ交付することにより、各地 域の実情を踏まえた戦略的な支 援を行うことができる仕組みとす ることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活か した農林水産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏ま えて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交 付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推し進めていく ためには、国は食料安全保障(検疫、農家の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性 を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農業振 興策は、大きく地方の裁量に委ね、より地域毎の個性を活かした効果的な農業政策を推進できる ようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産業振興について構成府県・指定都市 と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、 国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地 域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産業振興の推進が可能とな る。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎 年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってし まっている。	例) ・農村漁村6次産業化 対策事業補助金(医福 食農連携推進環境整 備事業) ・農林水産業ロボット 技術活用推進事業費 補助金(先端ロボットな どの革新的技術の開 発・普及) ・農村集落活性化支援 事業補助金 ・都市農村共生・対流 総合対策交付金 等	農林水産省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
304	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農山漁村地域整備交 付金の採択要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地 の保全のための農山漁村地域 整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水利施設保全部型)の事 業採択要件の緩和 <受益面積要件の緩和> 〔現行〕10ha以上(農振農用地) 〔提案〕5ha以上かつ農振法や都 市農業振興基本法等に鑑み、条 例等で特に保全することを定め ている農地	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H20.4施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公 益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内集 団農地、生産緑地)。 農林水産省補助事業「農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)」の採択要件は、①農業振 興地域農用地②受益面積が10ha以上という①②双方を満たすことであり、市街化調整区域や市街 化区域内の生産緑地を受益地とする農地は同交付金の対象とならない。 したがって、市街化調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採 択要件の緩和を求めるものである。 【支障事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農業用井堰(ゴム堰)の老朽化が著しく、 大規模更新が迫られている。※河川改修に伴い更新されたゴム堰数:約100箇所 しかしながら、大阪府内の農地は前記のとおり、多くの地域が同交付金の採択要件を満たさないこ とから、ゴム堰の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新が できない状況。 ゴム堰は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的 機能を発揮する農地の保全が懸念。 なお、ゴム堰本体の損傷箇所には水が流入し、袋体の排気ができず堰が倒伏できなかった事例もあ り、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性 もある。 【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和が 必要と考えている。	農山漁村地域整備整 備交付金実施要綱、 要領別紙4-1第4の 8の(4)及び都市農 業振興基本法第4条等	農林水産省	大阪府 和歌山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
278	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	治山事業に関する採 択基準の緩和につい て	治山事業に関する国庫補助制 度の採択要件について、河川の 上流域において崩落があった場 合、下流で橋梁部に流木等が閉 塞し河川氾濫を起こることがある ため ①1、2級河川以外の流域で事 業を実施する場合でも、保全対 象人家の要件を見直すこと ②復旧整備に係る事業費要件 を事業費7千万円以上 → 3千 万円以上に緩和すること	【提案の経緯・事情変更】 兵庫県では、安全安心な県土づくりをめざし県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平 成26～30年度)を策定し、治山事業を推進している。 【支障事例等】 本県の丹波を襲った平成26年8月豪雨災害では、流木被害の恐れの高い渓流において、事業費 が国採択基準を満たさない小規模崩壊でも、谷出口から2km以上離れた下流で橋梁部に流木が 閉塞し、溢水被害を及ぼした。国採択基準を満たさない箇所については県単独事業で対応(第2次 山地防災・土砂災害対策5箇年計画では194カ所)している。近年、短時間に局所的な豪雨など による風水害が相次いでいることから、災害発生の際の恐れのある未着手の山地災害危険地区において 治山事業の着実な推進が求められている。 【効果・必要性】 国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所に対応でき、被害の未然防止や拡大を防ぐこと ができる。	林野庁長官通達16林 整治第2317号	農林水産省(林野庁)	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合